

職員の特別給に関する人事委員会勧告（臨時）の概要

～ 6月期特別給の支給月数を一部凍結 ～

民間企業における夏季一時金の大幅な減少傾向がうかがわれることから、民間の実態を職員給与に速やかに反映するため、暫定的な措置として6月期特別給の支給月数を一部凍結（0.20月）

特別給における業績反映の度合いを高める観点から、支給月数の凍結はすべて「期末手当」で実施（国は「期末手当」と「勤勉手当」を一部凍結）

年間支給月数(4.50月)については、現在実施している職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、本年秋（10月）に必要な措置を勧告する予定

< 凍結措置の内容 >

都職員（一般職）の6月期特別給

| | 現 行 | 凍結月数 | 勧告後 |
|------|-------|-------|-------|
| 期末手当 | 1.60月 | 0.20月 | 1.40月 |
| 勤勉手当 | 0.50月 | - | 0.50月 |
| 計 | 2.10月 | 0.20月 | 1.90月 |

（参考）国家公務員

| 凍結月数 | 勧告後 |
|-------|-------|
| 0.15月 | 1.25月 |
| 0.05月 | 0.70月 |
| 0.20月 | 1.95月 |

指定職（局長級）についても、0.20月を凍結し、1.40月とする。
（国の指定職については、0.15月を凍結し、1.45月とする。）

< 都内民間企業の夏季一時金の状況 >

全国の民間企業における夏季一時金が、過去に類のないほど大幅な減少傾向（人事院調査では 13.2%）にある中、都内民間企業においても夏季一時金は同様に減少傾向にあると推定

- ・ 人事院の特別調査
調査対象の多くが都内の企業（企業規模3千人以上のほぼ8割が都内）
- ・ 過去20年間の民間企業の夏季一時金決定状況
全国主要企業と都内民間企業の夏季一時金決定状況は概ね同様に推移

（参考）人事院の「夏季一時金特別調査」

- 民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を把握するため実施
- ・ 調査対象企業 : 2,669社（企業規模50人以上の企業（全国30,650社）から抽出）
 - ・ 調査完了企業 : 2,017社（完了率：75.6%）うち夏季一時金決定済企業は340社
 - ・ 調査結果 : 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率 13.2%

< 実施時期 >

この勧告を実施するための条例の公布日

連絡先 東京都人事委員会事務局
任用公平部任用給与課
電話 03(5320)6941～3